

在留期間更新許可

パスポートに記載されている在留期間が終了すると、日本に滞在することができません。

継続して留学する場合は、期間更新手続きを行ってください。

申請手続きは、在留期間満了の3ヶ月前から可能です。

留学生用 必要書類リスト

必 要 書 類	チェック欄
在留期間更新許可申請書 ※2012年7月9日より、様式の変更があります	
申請者の写真(縦4センチ×横3センチ) 1枚	
パスポート	
在留カード	
在留カード漢字氏名表記申出書(希望者のみ) ※在留カードに漢字氏名も表記したい場合には、申出を行う必要があります。パスポートに漢字表記が無い場合には、漢字を使用することを証する資料として戸籍等を提出してください。	
手数料納付書(印紙¥4,000)	
在学証明書 ※在学期間が明記されたもの。教育支援課の窓口でその旨申し出て、申請してください。証明書自動発行機で発行されたものは不可となります。	
成績証明書 ※研究生の場合「研究内容評価書」、聴講生の場合は「単位修得証明書」等 ※鳥取大学入学前に日本語学校等に在籍していた者で、申請の時に本学の成績証明書が出ない場合は、日本語学校の成績証明書を提出	
大学院等に進学の場合は、入学許可書、合格通知書又は副申書 ※研究生・聴講生の場合は、研究期間・科目・時間数及び研究内容等を証明する書類も必要 (指導教員作成の研究計画書、聴講生の場合は、聴講科目及び時間数を記載した履修届の写し等の文書等)	
在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ●申請人が学費・生活費を支弁する場合 ①奨学金の支給証明書 ②本人名義の銀行等における預金残高証明書、または預金通帳のコピー ③送金証明書 ●申請人以外の者が学費・生活費を支弁する場合 ①経費支弁者作成の経費支弁書 ②本人と経費支弁者の関係を証する文書 ③経費支弁者に係る次のいずれかの一又は複数の文書で申請人の学費・生活費を支弁することを証するもの	

<ul style="list-style-type: none"> ・経費支弁者に係る課税証明書(総所得が記載されたもの) ・源泉徴収票 ・確定申告書控の写し ・経費支弁者に係る預金残高証明書(預金残高証明書の場合は、課税証明書又は在職証明書等経費支弁者の資産形成過程の合理性を裏付ける資料を添付) 	
--	--

※留年・休学した場合は、大学での取次は行いません。上記書類の他に、指導教員と本人の理由書を添えて、入国管理局に直接申請してください。

※研究生が、研究生の期間を延長して在籍する場合には、各学部で発行される継続証明書も提出書類に添えてください。

同居している家族用(扶養者が留学生の場合) 必要書類リスト

必 要 書 類	チェック欄
在留期間更新許可申請書(申請人数分) ※2012年7月9日より、様式の変更があります	
申請者の写真(縦4センチ×横3センチ) 1枚	
申請者のパスポートと在留カード	
扶養者(留学生)のパスポートと在留カード	
在留カード漢字氏名表記申出書(希望者のみ) ※在留カードに漢字氏名も表記したい場合には、申出を行う必要があります。パスポートに漢字表記が無い場合には、漢字を使用することを証する資料として戸籍等を提出してください。	
手数料納付書(印紙¥4,000-申請人数分)	
婚姻証明書・出生証明書・戸籍謄本など、家族関係を証明する文書 (経費支弁書に関係が記載してある場合は、省くこともできる)	
扶養する留学生の在学証明書	
留学生(扶養者)が申請人の生活費用を支弁することができることを証する文書 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金支給証明書 ・預金残高証明書(奨学金の金額が少ない又はもらっていない場合) ・授業料免除証明書(私費留学生の場合) 	